

第2章 安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」

1. 防災対策、消防・救急対策の充実

現状と課題

近年、全国的に地震や豪雨等による災害の発生が続いていることから、市民生活の安全を確保するため、大規模災害に備えた体制の見直しが緊急の課題となっています。

特に本市においては、大きな確率で発生することが予測されている南海地震などに対する防災対策が緊急課題となっているほか、暴風や豪雨、洪水、高潮等の異常な自然現象、大規模な火災や事故等の災害、武力攻撃等の緊急事態などに備えた、より充実した体制の確立が求められています。

消防については、常備消防のほか、非常備消防としての消防団や消防水利の整備等を図っていますが、時代に即した消防団の活性化対策の推進をはじめ、常備消防における広域化の検討や市民の防火・防災意識の高揚などが課題となっています。

このため、次のような施策を進めていきます。

主要な施策

(1) 地域防災計画等の指針の策定

「災害に強いまち」を目指し、地域防災計画の策定にひきつづき、特に津波対策の方針の確立、県作成の浸水エリア図を踏まえた防災マップの作成、初動マニュアルの整備等を図り、市民への周知や教育訓練を進め、災害対応力の向上を図ります。

武力攻撃等の緊急事態に対応するため、国や県の方針を踏まえて本市としての国民保護計画を策定し、これに基づく施策を計画的に推進します。

(2) 防災体制の整備充実

県の総合防災情報システム等の活用を図るとともに、市独自の防災行政無線設備等の整備を検討し、市民への迅速な防災情報伝達システムの確立を図ります。

津波などによる災害の発生時またはその発生が予想される場合の避難の際に、

より円滑かつ安全に避難できるよう、避難場所及び避難経路の確保と周知徹底、避難誘導標識の整備を図ります。

大規模災害に備え、備蓄倉庫などの防災施設の整備・充実を図るとともに、食料品や飲料水をはじめ、各種資機材の備蓄について検討します。

公共建物の耐震診断により、適切な改善・補強を行うとともに、民間の建築物についても安全対策の指導に努めます。

「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、全地域での自主防災組織の結成を図るとともに、各組織の活動の活性化を促していきます。

災害発生に備えての対応、被害の拡大防止等のために、関係機関（防災関係機関、気象関係機関、警察、福祉・医療機関等）や県内外の自治体、民間企業等との連携の強化を図ります。

（3）治山・治水・津波・浸水対策の促進

関係機関と連携し、水害危険区域における河川改修の促進、地すべり防護体制や予防型の治山体制の充実、高潮対策や海岸保全施設の整備など、治山・治水・津波対策を促進します。

（4）消防体制の整備充実

常備消防の広域化について検討します。

耐震性貯水槽について、震災時発生する火災に対する被害を最小限に止めるため市街地を中心に年1基の割合で整備していきます。

複雑多様化した消防需要に対応するため、消防通信にとって必要不可欠な消防緊急通信指令システムを導入し、市民の負託に応えていきます。

久枝消防屯所について、屯所機能の充実はもとより地域住民が多目的に利用できる安全、安心感を与えることのできる複合施設として整備します。

（5）救急・救命体制の整備充実

広域救急体制と連携を図り、火災、交通事故、急病等の救急需要に迅速かつ的確に対応する救急・救命体制の確立に努めます。

救急救命士の不足解消を図るため、年1名を救命研修所に派遣し、救急救命士の増員を図っていきます。また、計画的に高規格救急車の充実に努めます。

救急隊到着前のAED使用も含めた応急手当の普及啓発活動の推進を図るため、実技講習会の開催や市内小中学校へのAEDの設置についても検討します。

老人世帯、ひとり暮らし老人世帯あるいは寝たきり老人、障害者など災害時要援護者の増加に対応し、関係機関団体等との連携を強化した緊急時の対応体制の充実に努めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
耐震性貯水槽整備	基	0	10
消防緊急通信指令システム導入	-	無	導入 (平成 19 年度)
救急救命士育成	人	11	15 (平成 22 年度)
高規格救急車導入	台	1	2

2. 交通安全・防犯・消費者対策の充実

現状と課題

本市では、住民生活の自動車への依存度は極めて高く、日常生活圏の広域化、交流の活発化といった傾向が進むなか、今後とも、交通量の増大が見込まれることから、交通安全意識の高揚に努めるなど、交通安全対策を積極的に推進する必要があります。

また、社会・経済情勢の変化や都市化の進展等を背景に、全国的に犯罪が広域化、凶悪化、低年齢化するなかで、犯罪や暴力のない安全・安心な社会づくりが強く求められています。

さらに、社会・経済の成熟化、国際化、高度情報化など時代の変化のなかで、多種・多様な商品やサービスの出現、販売形態の複雑・多様化が進み、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットなどによる有料サイトの架空請求など、いわゆる悪徳商法による被害が急増しており、消費者教育・啓発、迅速な情報提供等を進めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めていきます。

主要な施策

(1) 交通安全教育の充実

幼稚園、保育所、小中学校、企業、老人クラブ会合等の場で交通安全教室、講習会等を開催するとともに、街頭啓発活動を実施し、交通安全教育の徹底や交通安全思想の浸透・普及に努めます。

今後は高齢者ドライバーを対象とした交通安全指導の充実に取り組みます。

(2) 交通安全施設の整備充実

交通安全確保を図るため、市内全域の道路を対象に交通安全施設（防護柵、道路反射鏡等）の整備を促進するとともに、交通危険箇所の改良に取り組みます。通学路については歩行者・自転車利用者の保護のための交通安全帯の確保に努めるとともに、幹線道路については歩車道分離、歩道の整備等を計画的に進めます。

点字ブロック、歩道段差解消など、障害者や高齢者等の交通弱者が活動しやすい道路環境整備を計画的に進めます。

(3) 防犯対策の推進

防犯協会と警察との一層の連携を図りながら、防犯活動の強化を図ります。

また、より効果的な防犯灯設置が進められるよう、防犯灯の新增設・修理と維持・管理にかかる補助制度の継続を図ります。

(4) 消費生活相談体制の充実

県消費者生活センター等との連携を強化するとともに、市としての消費生活相談窓口の充実を図って、多様化・複雑化する契約トラブルへの対応や相談機能の充実に努めます。

(5) 消費者教育・啓発の推進

関係機関との連携のもと、広報紙やパンフレット等の活用、消費者教室の開催等を通じて消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を進め、消費者意識の高揚と知識の向上を促進します。

3. 環境保全、景観形成、公園・緑地の整備

現状と課題

近年、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題が一層深刻化しているほか、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質による新たな環境問題が発生しており、人体への影響や生物の発育障害等が懸念されています。

一方、貴重な自然とともに、都市周辺地域の開発が進むなかで減少している身近な緑地や水辺環境については、自然とのふれあいへのニーズの高まりや多様な生物の生息・生育空間としての重要性から、その保全が課題となっています。

このため、市民一人ひとりがふるさと景観や自然環境の保全意識を深めていくとともに、環境に配慮した生活様式を積極的に取り入れるなど環境への負荷の少ない資源循環型社会へ転換を進めていく必要があります。

また、本市には現在、吾岡山文化の森をはじめ、農村公園や市街地内のポケットパークなどの公園、広場が整備されていますが、今後とも少子高齢化の一層の進行等による利用者の変化も踏まえて、利用者の要望に即した特色のある公園整備を進めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 環境保全活動等の充実

学校教育、生涯学習活動において環境保全についての理解を深める環境教育・学習機会の拡充を図ります。

広く市民を対象とした環境フェアや体験学習会などの自然と親しむ機会を提供し、自然保護意識の高揚と活動意識の育成を図ります。

一般市民やボランティア団体の環境保全活動を支援し、合わせて全市的環境保全活動に向けて活動組織のネットワーク化を推進します。

(2) 環境監視体制の強化と公害防止対策の推進

市内河川水質調査を今後とも継続するとともに、大気汚染、悪臭、騒音などの環境・公害問題についても関係機関や各地域との連携のもと、総合的な環境監

視体制の確立に努めます。

工場、事業所に対し、公害を未然に防止し地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、公害防止協定及び環境保全協定を締結し、監視体制の強化を図るなど、適切な指導を行います。

(3) 資源循環型社会づくりの推進

各家庭等で環境にやさしいエコ製品の優先的購入・使用や節電・節水など、環境に配慮した生活様式への転換を進めるための啓発活動を推進します。

環境にやさしい事業所づくりに取り組む企業やリサイクル推進に協力する小売店等の確保・組織化を図り、市民啓発活動と合わせて、地域ぐるみの環境対策を推進します。

地域資源の有効利用を図るため、海洋資源や風力、太陽光等の自然エネルギーの活用について検討します。

省エネルギーや省資源、二酸化炭素の排出抑制やフロン回収など地球環境保全に寄与する地域づくりについて今後検討していきます。

(4) 南国市らしいふるさと景観づくり、環境美化運動の促進

公共施設や道路整備にあたっては、周辺と調和のとれたデザイン等を検討し、地域景観の形成に寄与するよう努めます。

花いっぱい運動を積極的に支援して市内緑化の促進を図るとともに、歴史遺産や海・川・山の多様で豊かな自然環境を生かした市民による主体的な景観づくり運動、一斉清掃運動等の普及・拡大に努めます。

(5) 公園・広場の整備充実

吾岡山文化の森を市民のふれあい交流拠点と位置づけ、今後とも計画的に施設の改良整備を進めるとともに、施設を活用したイベントの充実に努めるなど、交流の拡充・創出に努めます。

土地区画整理事業など都市計画事業にあわせて、市街地内に身近な街区公園を整備していきます。

物部川や海辺の適地を活用した親水公園や歴史遺産を活かした史跡公園などの特色ある公園・広場の整備を計画的に推進します。

その他の既存の公園・広場については、市民により一層利用されるよう市民ニーズに沿った改良整備を行うとともに、施設の管理運営について、地域団体等への委託等を計画的に推進するなど、維持管理体制の充実を図ります。

4. 上・下水道の整備

現状と課題

本市の水道は平成17年度末で上水道事業3、簡易水道事業4となっていて、給水人口は43,782人、年間有収給水量は5,547,047 m³、区域内の普及率は86.18%となっています。

平成8年度からの10年間では給水人口で25.2、有収推量で11.4、普及率で7.8ポイントそれぞれの増となっています。しかし、建設後30年を経過している施設が多く、岡豊配水池や石綿セメント管をはじめとする老朽施設の更新の時期が来ています。

また、今世紀前半にも起きると予想されている南海地震などの自然災害に対する備えも重要な問題となっています。さらに、給水計画区域内にありながら水道の普及していないいわゆる水道未普及地域の解消も課題となっています。

一方、本市の公共下水道事業整備は、昭和57年9月に事業着手し、平成4年4月から供用開始していますが、今後後免・駅前町や篠原地区等の早期整備及び明見地区の整備着手等が課題となっています。雨水関連では、新川雨水幹線を平成11年度より着手し、事業の推進を図っていますが、大篠雨水幹線他5幹線について、実施時期や認可の見直しが課題となっています。

公共下水道認可区域の水洗化率は、平成18年3月31日現在89.81%であり、整備区域内の普及率では45.49%、市の人口全体からみた普及率では26.87%となっています。快適な水環境の創出及び公共用水域の水質保全という公共下水道の設置目的を達成するためには、農業集落排水事業及び合併浄化槽の普及事業との一体的な取り組みの中で、一層の下水道への接続率向上を図る必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 水道施設整備の推進

水道は市民生活や社会・経済活動を支えるライフラインであり、現在及び将来にわたり、安全な水を安定して供給することを目的として計画的な施設整備を図ります。

震災等の災害に強い水道施設を構築します。

老朽施設の計画的更新と機能の向上を進めます。

水道未普及地域解消をめざします。

(2) 水道経営の健全化

有収率の向上を図るとともに、水道区域の拡大と水道システムの更新を実施して、管理費の削減を含む経営の健全化を図ります。

(3) 公共下水道事業の推進

道路管理者や水道布設計画との連携を強化し、交通や環境等に配慮しながら、未整備地区への早期整備を計画的・効率的に進めます。

公共下水道や農業集落排水事業が実施されていない地域においては、浄化槽設置整備事業により浄化槽人口を増加させ、市内における生活排水処理人口の底上げを図ります。

(4) 下水道事業に対する啓発活動と接続率の向上

環境保全の効果を上げるため、公共下水道及び農業集落配水事業の整備済区域の未接続者への個別の働きかけを行い接続率の向上を図ります。また、下水道の整備による効果を住民が実感できるよう広報、ホームページ等を活用して積極的にPRすることで、下水道の普及促進を図ります。

下水道は、水環境の保全だけでなく、循環型社会を実現や地球温暖化を防止する役割も果たしています。このことについての理解を次代を担う子どもたちに深めてもらうため、学校教育の一環として市の処理場への視察を働きかける等の取り組みを行います。

成果指標

上水道の整備

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
有収率	%	80.02	85.0 (平成 21 年度)
石綿セメント管の布設替え(残存長)	km	11.2	0 (平成 22 年度)
普及率	%	86.18	90.0

下水道の整備

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
汚水関連施設普及率	%	45.49	55.0
雨水関連施設普及率	%	0.6	32.0
浄化槽整備人口普及率	%	26.8	33.0

5. 環境衛生とリサイクル対策の充実

現状と課題

本市の一般廃棄物収集運搬業務は、昭和48年に直営から業者委託に切り替わり、更に、昭和54年からの金属ごみ分別収集開始以来、水銀、ビン類、紙類、ペットボトル、プラスチック容器包装類と、資源化を目的に分別収集項目を増やし広く市民にご協力を願っているところです。また、平成17年2月には京都議定書が発効し、可燃ごみの排出量を平成9年に対し、5%削減しなければなりません。これまでも資源化、分別化を推進し可燃ごみの減量を図っていますが、多様化する市民ニーズの前には十分対応しきれていないのが現状です。平成17年度には、家庭用可燃ごみの処分手数料（ごみ袋代金）の値上げを行い、逼迫する本市財政に市民負担をお願いしたのも、一つには可燃ごみの減量、資源化へのシフトを促進するためでもあります。収集、処分ばかりでなく、これからもごみ減量の根幹を占めるリデュース（3R事業のうち「排出抑制」）に重点を置いた事業推進が必要です。

平成13年4月、廃棄物処理法が改正され野焼き行為には特別な場合を除き、罰則がかかることになり、更に、基準を満たさない焼却炉での焼却は違法となりました。さらに、循環型社会形成に向けてのリサイクル推進により、家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機）家庭用パソコン、自動車と種々のリサイクル法が施行され、リサイクル料金負担がぐっと消費者にかかってきています。これらにより、野焼き対策、海岸への漂着ごみの処理対策、不法投棄対策等が大きな課題となっており、パトロール体制の充実など対応策が急務となっています。

し尿処理については、施設の老朽化、処理能力の限界等に直面しており、汚泥再生処理施設の整備とあわせて早急な対応が必要となっています。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

（1）ごみ処理施設の整備

ごみの排出量の増大やダイオキシン排出基準等に対応した適正処理が進められるよう、香南清掃組合の広域事業に今後とも参加、協力していきます。

(2) ごみの分別収集の徹底と資源化の一層の推進

ごみの分別について今後とも市民への周知と啓発に努めるとともに、紙容器包装類の分別収集の実施、事業所系紙ごみの資源化励行を促し、資源化の一層の推進を図ります。

資源化袋の有料化を進め、資源化排出者が報われるシステムの構築に努めます。

(3) ごみ排出抑制の推進

今後とも、レジ袋有料化・マイバック持参の励行、生ごみ処理器購入補助金の周知徹底等を図って、ごみの排出抑制に努めます。

(4) 野焼き対策等の推進

広報による周知により、野焼き禁止の啓発を図ります。

事業所等のドラム缶での焼却はもとより、基準を満たさない焼却炉での焼却禁止の啓発を図ります。

河川敷、海岸等の公共用地での、漂着物の焼却を特例とすることについて周知徹底を図ります。

(5) ごみ等の不法投棄対策の推進

マナー向上と不法投棄禁止の広報の充実を図るとともに、罰金の大きさを明示して、正規処理を促します。

市独自では限界があるため、中央東福祉保健所、管内自治体、南国署等で組織する廃棄物連絡協議会とも連携を図り、監視パトロール等で不法投棄を事前に防止するよう努めます。

(6) し尿処理施設の整備

現在、市環境センターでし尿乾燥汚泥を焼却処分していますが、汚泥の再生資源化へ向けての施設の更新について、広域的対応の視点も加味して検討します。

成果指標

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
可燃ごみ排出量	t	12,069	10,585 (平成 22 年)
汚泥の再生資源化率	%	9.1	100

6. 調和のとれた土地利用の推進

現状と課題

本市では、これまで陸海空の交通の要衝に位置する広域交流、広域産業拠点のまちとしての位置づけを確保しながら、豊かな自然環境との調和を図りつつ、農林漁業をはじめ、工業、商業、観光、医療・福祉、教育、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション等の振興を図る土地利用を推進してきました。

また、本市では無秩序な開発等の防止を図るため、都市計画区域や農業振興地域等を設定するとともに、関連法規等に基づき適切な指導、規制、監視に努めてきました。

今後、全国的な人口減少時代が進むと予測される中、本市においては、恵まれた交通立地条件を背景に、人口増加が進むと見通されており、都市的活用区域の拡大等も視野に入れつつ、基本構想に掲げた「土地利用の基本方向」を踏まえて長期的かつ総合的な土地利用に取り組む必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 国土のグランドデザインの見直し策定

本市の土地利用を総合的、計画的に進めるため、土地利用の現状と今後の動向や本計画基本構想「土地利用の基本方向」を踏まえ、市国土利用計画や都市計画マスタープラン等の見直し策定を図ります。

都市計画や農業振興地域整備計画等についても、今後の人口動向や産業動向等を踏まえ、市街化区域の拡大を図る方向で定期的に見直しを進めます。

(2) 地域の発展に寄与する計画的な土地利用の推進

海、川、山等の豊かな自然環境については、自然環境保全指定地域の拡大等による適正な規制と積極的な維持管理事業により保全に努め、次世代に継承していきます。

市街地については、無秩序な開発を抑制しつつ、都市計画道路等の都市基盤整備を進めながら有効利用を促進し、市内各地域と連絡する道路交通軸の形成を図るとともに、良好な市街地・商業環境や住環境整備等を促進します。

また、市街化区域の拡大を関係機関に働きかけながら、空港周辺及び高知医科大学周辺の適地に産学連携拠点や研究学園都市の整備創出を図ることや、既成市街地周辺整備による住居系の新市街地の形成確保を図るなど、魅力的な新たなゾーン整備を推進します。

農業・農村地域については、積極的に保全を図るとともに、今後も継続的に農業振興基盤の整備や生活環境の整備を総合的に推進します。

山村・森林地域や海岸・漁村地域については、環境の保全に留意しつつ、適地に農林漁業施業基盤の整備や自然体験型レクリエーション基盤の整備等を計画的に推進します。

(3) 土地取引の適正化の推進

国土の適正な利用を促進するため、開発指導要綱による指導の徹底や土地規制の条例整備等を視野に入れ、適正な指導・規制・監視に努めます。

7. 市街地の整備

現状と課題

中心市街地は、本来、地域住民に対して各種の都市的なサービスを提供する場であると同時に、住民が集い、交流する場として機能することも求められています。加えて、近年ではゆとりとうるおいある緑地空間や遊空間等の創出、環境・景観との共生、バリアフリー化、防災機能の向上も強く求められています。

本市の中心市街地では、都市計画道路や土地区画整理事業等の遅れから、市街地内部の交通混雑、防災上の問題、生活環境の悪化、商業活動の停滞などを招いています。

街を活性化し、若者の定住を促すためには、市街地内の都市計画道路整備や面的整備等を進め、美しい街並みづくりやにぎわいとときめきのある中心商業核づくり、災害に強いまちづくり等を図って、広域拠点のまちとしてふさわしい中心市街地の形成に努める必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 広域拠点にふさわしい中心市街地の整備

中心市街地については、広域拠点にふさわしい市街地形成をめざした都市計画街路の整備や地区計画策定による民活方式の事業実施等を推進し、商業機能の集積誘導、広域的な公共・公益施設の立地誘導等に努め、にぎわいのある人の集まる市街地環境の再生をめざします。

その際、災害に強いまちづくりや景観形成、さらには高齢者・障害者に配慮したまちづくり等に留意するものとします。

(2) 都市計画道路事業の推進

都市計画道路高知南国線及び都市計画道路南国駅前線を重点に今後とも計画的に工事を進め、全線にわたる整備完了をめざします。

今後は、広域的な視点に立って市街地道路体系を見直し、新しい都市計画道路体系を確立して整備を続けていきます。

(3) 土地区画整理事業等の推進

今後、市街地周辺地区を主対象として地域住民との協議体制の確立を図って、良好な居住環境の形成を図る土地区画整理事業等の実施について検討を進めます。

(4) 新たな市街地整備の検討

空港周辺や高知大学医学部周辺については、大学等の立地を生かした新市街地形成の需要が大きく、また、市勢発展の新しい核づくりの視点からも整備の必要性が大きく、今後、関係機関と協議を進めながら実施について検討していきます。

8. 道路・交通網の整備

現状と課題

本市の道路網は、平成 17 年 12 月現在、四国横断自動車道南国 I C から市域の中央を南北に縦貫する国道 32 号、それに接続して東西に国道 55 号を中心に、県道 16 号線（主要地方道 6 路線、一般県道 10 路線）、市道 973 路線によって構成されており、国道 32 号、55 号及び主要地方道県道南国インター線他 5 路線が主要な幹線道路となっています。

本市ではこれまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や車両の大型化、そして高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。また、広域交流基盤の強化のため、整備が進められている四国横断自動車道へのアクセスの一層の向上、また、東部自動車道（国道 55 号高知南国道路）の早期完成、中心市街地の拠点機能の強化を見据えた道路網の整備が課題となっているほか、環境・景観に配慮したうるおいある道づくりが課題となっています。

さらに、本市における公共交通機関として、JR土讃線やごめん・なはり線に加え、路面電車（土佐電鉄）やバス路線等の運行の充実についても検討していく必要があります。また、空港拡張本体工事は平成 16 年 2 月に完成しましたが、現在県により、空港隣接地に都市計画公園として整備が進められており、早期完成が待たれます。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

（1）総合的な道路整備計画の策定

四国横断自動車道、東部自動車道をはじめとする高速交通網の整備進展への対応をはじめ、東西軸の強化、安全性・利便性の向上に向け、総合的な道路整備計画の策定を図ります。

（2）高速道路の整備促進

広域交流基盤の強化を図るため、関係自治体との連携のもと、東部自動車道の早期完成と関連するアクセス道路の整備を関係機関に働きかけていきます。

(3) 国・県道の整備促進

国道195号のバイパス(通称:あけぼの街道)や県道南国インター線の改良整備など、国・県道の整備を積極的に要請していきます。

(4) 市道の整備

国・県道との連携や機能分担、集落間の連携強化、安全性の向上等に配慮しながら、市道の整備を計画的・効率的に進めます。

(5) 安全でうるおいのある道づくりの推進

道路整備にあたっては、災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全でうるおいのある道づくりを進めます。

(6) 公共交通の利便性の向上

JR土讃線やごめん・なはり線、路面電車やバス路線等の公共交通については、運行の充実等について関係機関に働きかけていきます。

成果指標

指標の名称	単位	平成17年度 (実績)	平成27年度 (目標)
市道改良率	%	43.0	45.0
市道バリアフリー化延長	km	0.6	1.3

9. 情報・通信基盤の整備

現状と課題

携帯電話やパソコン、インターネットが爆発的に普及し、情報ネットワーク社会が形成され、さらに拡大を続けています。自治体においても、インターネットを通じて各種サービスを提供する「電子自治体」の構築が進んでいます。

本市では、これまで市内LANの整備や総合行政ネットワークの構築をはじめとする行政内部の情報化、ホームページの作成と活用、学校教育や生涯学習活動における情報教育の推進等に努めてきました。

今後は、これらの成果を活かしながら、地域データベースの構築等を図るとともに、これらを活用した多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、電子自治体の構築及び市全体の情報化を進めていく必要があります。

一方で、情報セキュリティ対策の充実や、情報化に対応できる人材の育成等にも取り組んでいく必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 情報通信基盤の整備

地域イントラネットの整備などにより、市内における高度情報通信基盤の整備を進めるほか、地域データベースの構築を図ります。

また、高速通信網の整備促進及び携帯電話の不通話領域の解消、テレビ難視聴領域の解消に向け関係機関に要請します。

(2) 情報化の推進

事務の効率化と市民サービスの向上に向け、財務会計や人事給与に関するシステムなどの充実強化や各種申請・届出等のオンライン化、電子決裁の導入など、行政内部の情報化を推進します。

(3) 多様な情報サービスの提供

全市的な情報化の視点に立ち、市民がわかりやすいインターネットによる情報ネットワークを構築し、行政情報の提供をはじめ、保健・医療・福祉分野や教育・文化・スポーツ分野、さらには産業分野、防災・消防分野など、多様な情報サービスの提供に努めます。

(4) 情報セキュリティ対策の推進

各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策を推進します。

(5) 高度情報化に対応した人材の育成

市民及び職員等の意識啓発と情報活用能力の向上に向け、情報教育・研修を推進します。

10. 住宅対策の充実

現状と課題

本市の公営住宅は、市営住宅 191 戸、改良住宅 658 戸、計 849 戸です。これらの住宅家賃を平成 19 年度から応能応益家賃に移行するとともに、募集についても一般公募するように準備を進めています。今後の課題として、民間への管理委託について、検討していく必要があります。

子育て世帯支援のため、働き盛りの人々の定住と人口の増加促進のため、住宅の提供を積極的に進める必要があります。住宅建替においては、小家族向け住宅も検討していきます。

住宅管理の適正化のために、不使用者、不正入居者、死亡による未返還、家賃滞納者に対して、住民明渡請求等の訴訟等の法的措置を視野に入れた対応をしています。また、住宅新築資金貸付等の償還期間が満了した者に対して、債権回収のための抵当権の行使や、連帯保証人に対して法的措置を検討していく必要があります。

近い将来起こるであろうといわれている南海地震対策について、木造住宅の耐震診断や耐震改修の促進、さらには、自主防災組織の育成等を進めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 公営住宅の応能応益家賃の適用と一般公募の導入

地域改善向住宅を、平成 19 年度から公営住宅法による住宅に移行します。これにより、応能応益家賃を適用し、募集は一般公募となります。また、子育て支援住宅の確保にも配慮します。

指定管理者制度による公営住宅の管理委託について検討していきます。

(2) 不正入居等と滞納家賃対策・債権回収対策の強化

不正入居者等や悪質滞納者に対しては、訴訟を視野に入れた法的措置をとります。

債権回収のため連帯保証人に対して法的措置をとります。

(3) 木造耐震診断・耐震改修、アドバイザー派遣事業等の推進

地域住宅交付金制度を活用し、木造住宅の耐震診断・改修を行います。耐震診断については毎年度 100 戸を、耐震改修については毎年度 10 戸を実施します。また、アドバイザー派遣事業により自主防災組織を育てます。毎年度 3 地区の自主防災組織の育成を図ります。

(4) 地域に根ざした住まいづくりの推進

南国市住宅マスタープランに基づき、良質な住宅ストックの形成を今後とも計画的に進めるとともに、住まい住環境整備指針の普及等に努めます。

成果指標

指標の名称	単位	平成 17 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
子育て支援住宅の確保戸数	戸	0	16 (平成 20 年度)
住宅家賃収納率向上	%	市営 58.3 改良 56.4	市営 60.3 改良 58.4
木造住宅耐震診断	戸	100	
木造住宅耐震改修	戸	3	